

福島県オリジナル米デザイン使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県に商標権及び著作権が帰属する「天のつぶ」、「里山のつぶ」、「福、笑い」のパッケージデザイン等（以下「デザイン」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 デザインの使用許可及び管理は、福島県が行う。

(使用権限)

第3条 デザインは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 米穀販売業者等が福島県産「天のつぶ」、「里山のつぶ」、「福、笑い」の販売等のため米袋及び関連商品に使用するとき。
- (2) その他、福島県産「福、笑い」の販売促進、認知度向上、ブランド化等のため米袋を購入して使用するとき。

(表示)

第4条 前条の規定によるデザインの表示は、別に定める『「天のつぶ」デザインマニュアル』、『「里山のつぶ」デザインマニュアル』及び『「福、笑い」デザインマニュアル』(以下「マニュアル」という。)のとおりとする。

(使用の申請)

第5条 第3条の目的でデザインを使用しようとする者は、あらかじめ福島県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）に対して福島県オリジナル米デザイン使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関がデザインを報道の目的で使用するとき。
- (2) その他、農林水産部長が認めたとき。

3 申請書には、デザインを使用しようとする商品等の見本を添付すること。ただし、見本を添付できない場合は、デザインを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付すること。

(使用の許可)

第6条 農林水産部長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は福島県オリジナル米デザイン使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可するものとする。

- (1) 別に定めるマニュアルに合致していないとき。
 - (2) 「天のつぶ」、「里山のつぶ」、「福、笑い」のブランドイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
 - (3) デザインの使用が、法令又は公序良俗に反するとき、又は反する恐れがあるとき。
 - (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用される恐れがあると認められるとき。
 - (5) その他、農林水産部長がデザインの使用について適当でないとき。
- 2 前項の審査基準に該当する場合は、福島県オリジナル米デザイン使用不許可通知書（別記様式3）により通知する。
- 3 農林水産部長は、第1項の規定によりデザインの使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 デザインの使用許可を受けた者（以下「デザイン使用者」という。）は、デザインの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「福、笑い」のデザインを使用した米袋を使用する場合、『福、笑い』生産に係る登録制実施要綱に定める食味品質基準を満たす「福、笑い」による単一原料米であること。
- (2) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (3) 商標権を保護するために、関係法令を遵守すること。
- (4) デザインの使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (5) 福島県がデザインの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、福島県に提出を求められた商品及びその他資料を提出すること。
- (6) デザインの使用に当たり、故意又は過失により福島県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を福島県に賠償すること。
- (7) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに福島県に連絡すること。
- (8) 使用許可を受けて製作した米袋を、使用許可を受けていない者に使用させないこと。

（適正使用の確保）

第8条 農林水産部長は、デザインの使用状況について、デザイン使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

（使用許可の変更）

第9条 デザイン使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、福島県オリジナル米デザイン使用許可変更申請書（別記様式4）に必要な書類を添えて農林水産部長に提出し、改めて変更後の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 福島県は、デザイン使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を

取り消すことができる。

- (1) デザイン使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) デザイン使用者が第6条第1項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、福島県オリジナル米デザイン使用許可取消通知書（別記様式5）により行う。
- 3 第1項の規定により使用の許可が取消しになった者は、使用許可の取消し後すみやかに、商品パッケージ等を廃棄しなければならない。

（責任の制限）

- 第11条 前条の規定により使用許可を取り消した場合において、デザイン使用者に損害が生じても、福島県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。
- 2 デザイン使用者が、デザインの使用又はデザインを付した商品の瑕疵によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福島県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（使用料）

- 第12条 デザインの使用料は、無料とする。

（権利譲渡の禁止）

- 第13条 デザイン使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

（補則）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、福島県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。